

○傷病等級の決定について（第2次改正・一部）

〔昭和52年6月10日地基補第296号〕
各支部長あて 理事長

第1次改正 昭和56年4月1日地基補第101号

第2次改正 昭和57年9月30日地基企第33号

第3次改正 平成8年3月31日地基補第128号

第4次改正 平成15年9月24日地基補第154号

第5次改正 平成16年4月19日地基補第104号

第6次改正 平成18年3月31日地基企第21号

地方公務員災害補償法(以下「法」という。)第28条の2の規定による傷病等級の決定について、下記により取り扱うこととしたので、その処理に遺漏のないようにされたい。（第2次改正・一部）

記

第1 基本事項

1 法第28条の2第1項第1号の取扱いについて

同一の事故により2以上の負傷又は疾病がある場合において、そのいずれか1が治っていないときは、「治っていない」ものとして取り扱うものとする。

2 法第28条の2第1項第2号の取扱いについて

(1) 「障害の状態」を判断する場合の期間的基準（第2次改正・一部）

傷病等級の決定は、地方公務員災害補償法施行規則別表第2（以下「規則別表第2」という。）に定める障害の状態が6か月以上の期間にわたって存する場合に、当該障害の状態に応じて行うものとし、具体的には、次によるものとする。（第2次改正・一部、第3次改正・一部、第4次改正・一部）

ア 療養開始後1年6か月（再発の場合には、再発前の療養期間を通算するものとする。）を経過した日(以下「移行日」という。)において傷病等級を決定する場合（第2次改正・一部）

(ア) 移行日において、移行日後6か月以内は障害の状態が変更しないと見込まれる場合

移行日における障害の状態により、傷病等級を決定するものとする。

(例 1 参照) (第 2 次改正・一部)

- (イ) 移行日において、移行日後 6 か月以内に障害の状態が変更すると見込まれる場合で、かつ、移行日前 6 か月以内には障害の状態に変更がなかった場合

移行日における障害の状態により、傷病等級を決定するものとする。

(例 2 参照) (第 2 次改正・一部)

- (ウ) 移行日において、移行日後 6 か月以内に障害の状態が変更すると見込まれる場合で、かつ、移行日前 6 か月以内にも障害の状態に変更があつた場合 (第 2 次改正・一部)

- a 移行日後 6 か月以内の当該変更の時期、変更後の障害の状態が明らかに予測できるとき

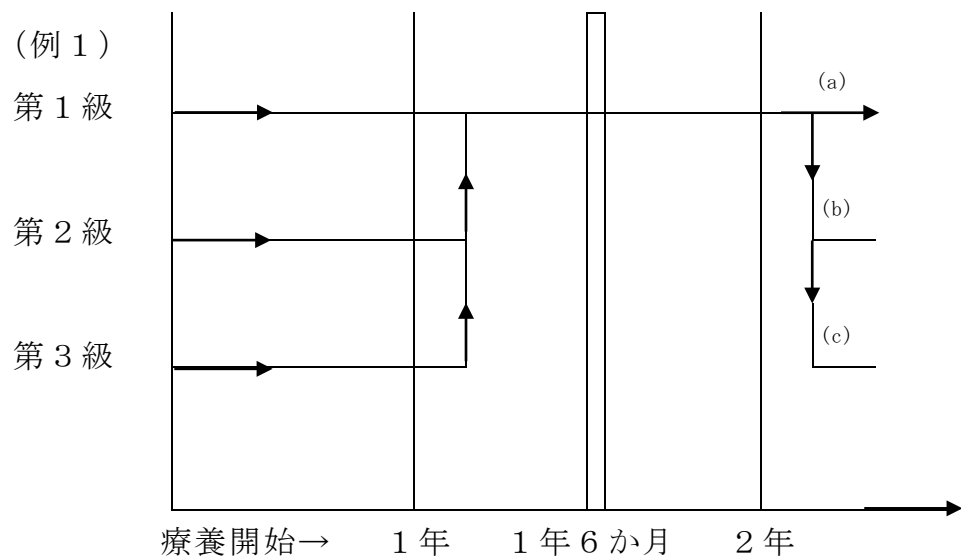
移行日前後の障害の状態及び(ア)、(イ)との均衡等を総合的に勘案して、傷病等級を決定するものとする。(例 3 参照) (第 2 次改正・一部)

- b 移行日後 6 か月以内の当該変更の時期、変更後の障害の状態が明らかに予測できないとき

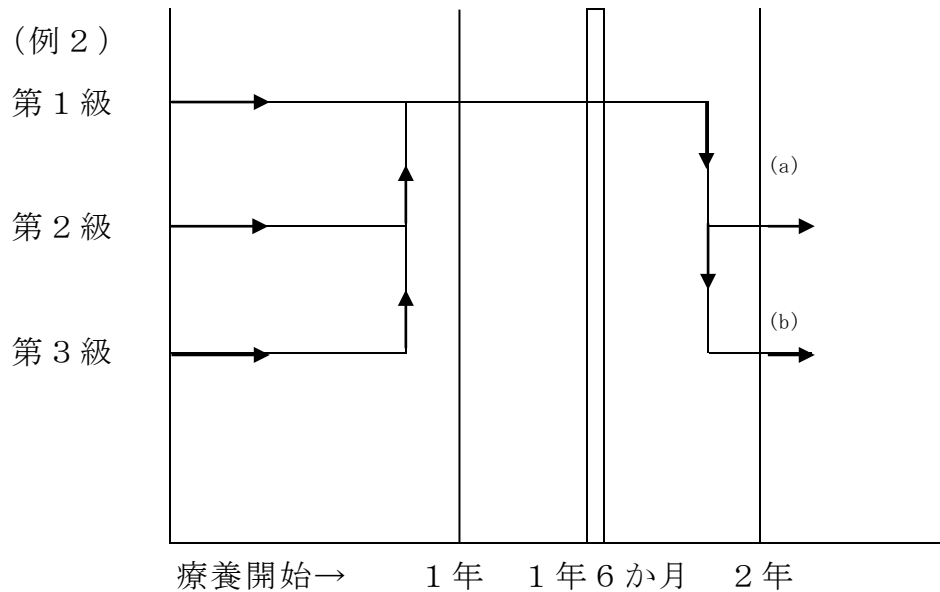
移行日における障害の状態により、傷病等級を決定するものとする。(例 4 参照) (第 2 次改正・一部)

- イ 移行日後において傷病等級を決定する場合 (第 2 次改正・一部)

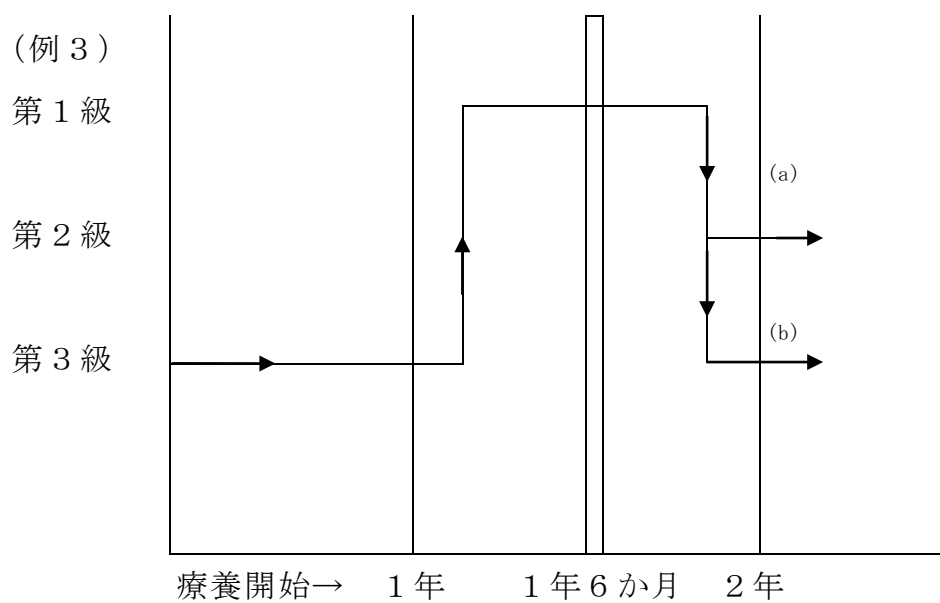
アの例により、引き続き 6 か月間における障害の状態によつて、判断するものとする。(第 2 次改正・一部)



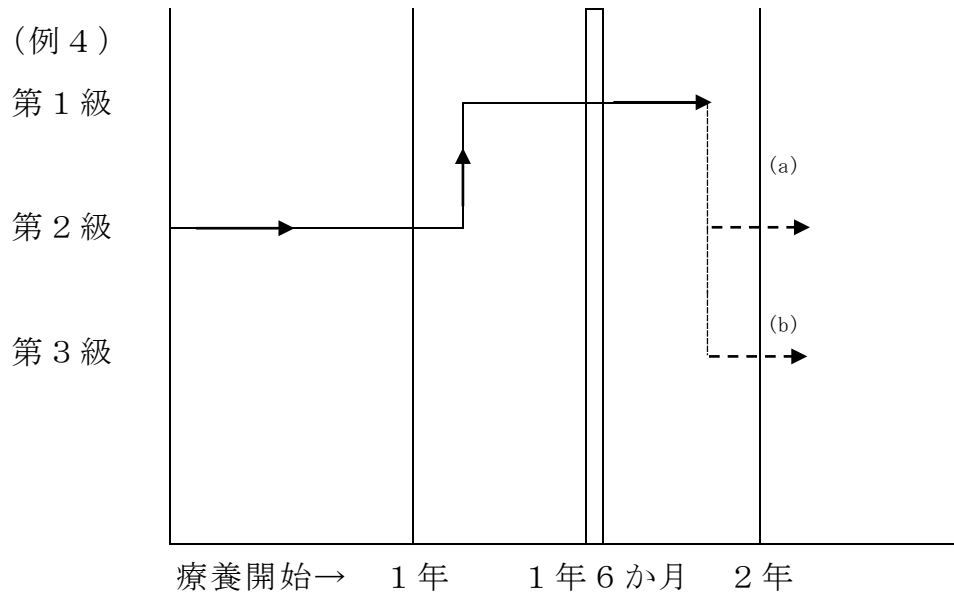
(a)、(b)、(c)いずれも第 1 級に決定する。



(a)、(b)いずれも第1級に決定する。



(a)については第2級、(b)については第3級に決定する。



(a)、(b)いずれも第1級に決定する。

(2) 「常に労務に服することができないもの」等の取扱い

ア 傷病等級の第3級の第3号、第4号及び第6号の「常に労務に服することができないもの」とは、「生命維持のため必要な身のまわり処理の動作について、自用を弁ずることはできるが、療養管理上労務に服することが禁じられているもの、又は同じく自用を弁ずることはできるが身体能力からみて労務に服することができない状態にあるもの」をいい、更に、この場合の「労務に服することができない状態」とは、被災前に従事していた業務に従事することができないのみならず、当該業務に関連した補助的業務又はその他の軽易な業務にも服し得ない状態をいうものである。

したがって、傷病等級の決定に当たっては、身体的能力（生命維持のため必要な食事、用便、歩行など、身のまわり処理の動作ができる程度のものであるか否か）、療養管理の必要性、被災前の作業態様と現存する労働能力との関係（いわゆる原職復帰の可能性の有無に限らず、例えば、重筋労働者の場合には、これに関連した軽易な雑役務等に対する就労の可能性の有無）等を総合的に勘案のうえ判断するものとする。

なお、傷病等級の第1級、第2級並びに第3級の第1号、第2号、第5号及び第6号後段に定める障害の状態に該当する場合には、労務に服

することの可否に関する判断をまつまでもなく、それぞれ該当する傷病等級に決定するものとする。（第2次改正・一部）

イ 傷病等級の決定を行うに当たって、傷病自体の障害（療養管理上禁じられているために、傷病自体の障害と同様の状態にあるものを含む。）の程度と介護の程度（「常に」又は「随時」）の双方をその要件としているのは、「神経系統の機能又は精神」の障害と「胸腹部臓器の機能」の障害の場合のみである。

したがって、傷病等級の第1級の第1号、第2号及び第5号から第9号まで、第2級の第1号及び第4号から第6号まで並びに第3級の第1号、第2号、第5号及び第6号に定める障害の状態に該当する場合には、介護の程度に関係なく、それぞれ該当する傷病等級に決定するものとする。（第2次改正・一部）

ウ 傷病等級の第1級第9号及び第2級第6号の「前各号に定めるものと同程度以上の障害の状態にあるもの」並びに第3級第6号の「その他前各号に定めるものと同程度以上の障害の状態にあるもの」には、原則として、併合の取扱い（後記(3)参照）により、第1級、第2級又は第3級に決定されるものが、それぞれ該当するものである。（第2次改正・一部）

(3) 併合の取扱い

同一の事故により、地方公務員災害補償法施行規則別表第3に定める各等級の障害（法施行規則第26条の5第2項の障害を含む。）に相当する障害の状態が2以上ある場合において、これらの障害の状態について法第29条第5項及び第6項の規定の例により障害等級に準じた等級を定め、これらが第1級から第3級までの等級となるときは、当該障害の程度は、それぞれ第1級から第3級までの傷病等級に該当するものとして取り扱うものとする。（第2次改正・一部、第6次改正・一部）

(4) 既存障害を加重した場合の取扱い

既に障害のある者が、いわゆる同一部位について、新たに公務（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第55条に規定する一般地方独立行政法人の業務を含む。以下同じ。）上又は通勤により負傷し、又は疾病にかかった場合における傷病等級の決定は、当該既存の状態と新

たな負傷又は疾病による状態とを合わせた障害の状態により行うものとする。(第2次改正・一部、第5次改正・一部)

また、次の場合も同様に取扱うものとする。

ア 同一部位について新たに公務上又は通勤により負傷し、又は疾病にかかるとともに、他の部位についても同じく負傷し、又は疾病にかかった場合

イ 既に障害のある者が他の部位について新たに公務上又は通勤により負傷し、又は疾病にかかったため、障害等級に係る組合せ等級に該当する状態に相当する状態に至った場合(第2次改正・一部)

第2 傷病等級決定の取扱い細目(第2次改正・一部)

1 傷病等級及び障害の程度(第2次改正・一部)

規則別表第2に定める傷病等級及び障害の程度は、次のとおりである。

(第3次改正・一部、第4次改正・一部)

(1) 眼の障害(第2次改正・一部)

第1級第1号 両眼が失明しているもの

第2級第1号 両眼の視力が0.02以下になつているもの

第3級第1号 1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になつているもの

(2) 口の障害(第2次改正・一部)

第1級第2号 ^{そしゃく}咀嚼及び言語の機能を廃しているもの

第3級第2号 ^{そしゃく}咀嚼又は言語の機能を廃しているもの

(3) 神経系統の機能又は精神の障害(第2次改正・一部)

第1級第3号 神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、常に介護を要するもの

第2級第2号 神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、随時介護を要するもの

第3級第3号 神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、常に労務に服することができないもの

(4) 胸腹部臓器の障害(第2次改正・一部)

第1級第4号 胸腹部臓器の機能に著しい障害を有し、常に介護を要す

るもの

第2級第3号 胸腹部臓器の機能に著しい障害を有し、随時介護を要するもの

第3級第4号 胸腹部臓器の機能に著しい障害を有し、常に労務に服することができないもの

(5) 上肢の障害 (第2次改正・一部)

第1級第5号 両上肢をひじ関節以上で失ったもの

第1級第6号 両上肢の用を全廃しているもの

第2級第4号 両上肢を腕関節以上で失ったもの

第3級第5号 両手の手指の全部を失ったもの

(6) 下肢の障害 (第2次改正・一部)

第1級第7号 両下肢をひざ関節以上で失ったもの

第1級第8号 両下肢の用を全廃しているもの

第2級第5号 両下肢を足関節以上で失ったもの

(7) その他の障害 (第2次改正・一部)

第1級第9号 第1級の第1号から第8号までに定めるものと同程度以上の障害の状態にあるもの (第2次改正・一部)

第2級第6号 第2級の第1号から第5号までに定めるものと同程度以上の障害の状態にあるもの (第2次改正・一部)

第3級第6号 第3級の第3号及び第4号に定めるもののほか、常に労務に服することができないもの、その他第3級の第1号から第5号までに定めるものと同程度以上の障害の状態にあるもの (第2次改正・一部)

2 傷病部位別傷病等級決定の基準 (第2次改正・一部)

(1) 神経系統の機能又は精神の障害 (第2次改正・一部)

神経系統の機能又は精神の障害についての基本的取扱い基準は、次のとおりである。 (第2次改正・一部)

第1級 自用を弁ずることができないもの

第2級 多少自用を弁ずることができる程度のもの

第3級 自用を弁ずることはできるが、常態として労務に服することが

できないもの

個々の疾病についての取扱いは、次によるものとする。

ア 中枢神経系（脳）の損傷に係る傷病等級の決定は、次による。

（第2次改正・一部）

- (ア) 「重度の神経系統の機能又は精神の障害のために、常に介護を要するもの」は、第1級とする。

失外套症候群（植物状態）、高度の痴呆、記憶障害、情動障害、失見当識などのため常に他人による嚴重な看視を必要とするもの及び体幹の機能障害のため座位又は起立位を保つことが困難なものが、それぞれこれに該当する。（第1次改正・一部）

- (イ) 「高度の神経系統の機能又は精神の障害のために、随時介護を要するもの」は、第2級とする。

痴呆、情動障害、記憶障害、無関心、無為徘徊、弄火、不潔、性格変化、失認、失行、失語、幻覚、妄想、発作性意識障害の多発などのため随時他人による看視を必要とするもの及び体幹の機能障害のため自力のみで歩行することが困難（100メートル以上歩行困難）なものが、それぞれこれに該当する。（第1次改正・一部）

- (ウ) 「著しい神経系統の機能又は精神の障害のために、常に労務に服することができないもの」は第3級とする。

知能低下、自発性減退、記憶減弱、判断力障害、計算力障害又は体幹の機能障害による歩行障害のため、常に労務に服することができないものが、これに該当する。

イ せき髄の損傷に係る傷病等級の決定は、次による。（第2次改正・一部）

- (ア) 「両下肢の用を全廃しているもの」は、第1級とする。

- (イ) 外傷、減圧症又はその他の疾病によるせき髄の損傷による障害の状態は、複雑な諸症状を呈する場合が多いので、アの中枢神経系（脳）の場合と同様に、諸症状を総合評価して、障害の程度により、次の3段階に区分して傷病等級を決定する。（第2次改正・一部）

- a 「生命維持に必要な身のまわり処理の動作について、常に他人の介護を要するもの」は、第1級とする。

b 「生命維持に必要な身のまわり処理の動作について、随時他人の介護を要するもの」は、第2級とする。

c 「生命維持に必要な身のまわり処理の動作は可能であるが、常に労務に服することができないもの」は、第3級とする。

ウ 外傷性てんかんに係る傷病等級の決定は、次による。（第2次改正・一部）

外傷性てんかんで、他の精神・神経障害を伴わないもののうち、十分な治療にもかかわらず、意識障害を伴う発作が多発するもの（平均して1週1回以上程度のもの）については第2級、その他のもので常に労務に服することができないものについては第3級に該当するものとして取り扱う。

エ その他

神経系統の機能又は精神の障害で、ア、イ及びウに該当するもの以外のものの傷病等級の決定については、ア、イ及びウに準じて取り扱う。

（第2次改正・一部）

(2) 胸腹部臓器の障害（第2次改正・一部）

胸腹部臓器の障害に係る傷病等級の決定は、次によるものとする。（第2次改正・一部）

ア 「重度の胸腹部臓器の障害のために、生命維持に必要な身のまわり処理の動作について、常に他人の介護を要するもの」は、第1級とする。

胸腹部臓器の障害により、日常生活の範囲が病床に限定されている状態のものが、これに該当する。

イ 「高度の胸腹部臓器の障害のために、生命維持に必要な身のまわり処理の動作について、随時他人の介護を要するもの」は、第2級とする。

胸腹部臓器の障害により、日常生活の主な範囲は病床にあるが、食事、用便、自宅・病棟内の歩行など短時間の離床が可能又は差し支えない程度状態のものが、これに該当する。

ウ 「著しい胸腹部臓器の障害のために、生命維持に必要な身のまわり処理の動作は可能であるが、常に労務に服することができないもの」は、第3級とする。

胸腹部臓器の障害により、通院又は自宅周囲・病院構内の歩行は可能

又は差し支えないが、常に労務に服することができない状態のものが、これに該当する。

(3) 眼、口、上下肢^し等の障害（第2次改正・一部）

視力障害、咀嚼^{そしゃく}・言語の機能障害、上下肢^しの器質障害・機能障害等に関する傷病等級決定の基準は、「障害等級の決定について」（昭和51年10月29日地基補第599号理事長通知）に定める、それぞれの障害等級決定の基準によるものとする。（第2次改正・一部）